

西小・中学校跡地活用事業プロポーザル

審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 西小・中学校跡地活用事業に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法，評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 最適提案者の選定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は，委員5名をもって組織する。

2 委員は，次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 都市政策分野の知識を有する者
- (3) 観光分野の知識を有する者
- (4) 金融・経済分野の知識を有する者

3 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなけ

れば開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面により開催することができる。
- 6 会議は、委員長が必要と認めるときは、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像および音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催（一部委員がウェブ会議の方法により参加する場合を含む。）することができる。この場合において、当該委員はウェブ会議の方法による参加をもって会議に出席したものとみなす。
- 7 会議に出席した委員に対しては、予算の範囲内で謝礼を支給する。ただし、第5項の規定にて書面により開催した場合または委員が謝礼の受取を辞退した場合その他委員会が認める場合には謝礼を支給しないことができる。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり景観課において処理し、会議の議事録を作成した上で保管するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。